



高千穂交易株式会社
TAKACHIHO KOHEKI CO., LTD.

証券コード：2676

第74回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時
開場 午前9時30分

開催場所

東京都新宿区四谷1丁目6番1号
YOTSUYA TOWER 3階
コモレ四谷タワーコンファレンス ROOM D・E

株主の皆様へのお願い

- 書面（郵送）またはインターネット等による議決権行使をお願いいたします。ご来場の方へのお土産はご用意しておりません。

【議決権行使期限】2025年6月25日（水曜日）午後5時30分
（到着分または入力完了分）まで



スマート
招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/2676/>



議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

目次

ごあいさつ	1
招集ご通知	
第74回定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	6
連結計算書類	31
計算書類	46
監査報告	56
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	62
第2号議案 定款一部変更の件	63
第3号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）4名選任の件	71
第4号議案 監査等委員である取締役3名選 任の件	76
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役 1名選任の件	80
第6号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）の報酬等の額決定の件	83
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬 等の額決定の件	84
第8号議案 取締役（監査等委員である取締 役及び社外取締役を除く。）に対する業績連 動型株式報酬等の額及び内容決定の件	85

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第74回定時株主総会を2025年6月26日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月



代表取締役社長

井出 尊信

(証券コード 2676)

2025年6月4日

(電子提供措置の開始日 2025年5月28日)

株 主 各 位

東京都新宿区四谷一丁目6番1号

高 千 穂 交 易 株 式 会 社

代表取締役社長 井 出 尊 信

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記の各ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】 <https://corp.takachiho-kk.co.jp/ir/library/soukai/>

【株主総会資料掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/2676/teiji/>

なお、本株主総会につきましては、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに到着または入力完了するよう議決権を行使いただきますよう、お願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（開場午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区四谷1丁目6番1号 YOTSUYA TOWER 3階
コモレ四谷タワーコンファレンス ROOM D・E
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1.第74期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第74期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案：剰余金の処分の件

第2号議案：定款一部変更の件

第3号議案：取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第4号議案：監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案：補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

- 第6号議案：取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第7号議案：監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第8号議案：取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎当日ご出席の場合は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、事業報告の「主要な事業内容」「主要な事業所」「従業員の状況」「主要な借入先」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。したがって、当該書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合（推奨）



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時30分到着分まで

※ 各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。

インターネット等で議決権を行使される場合（推奨）



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後5時30分入力完了分まで

※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）

インターネットによる議決権行使について

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ 午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
フリーダイヤル 0120-173-027（9:00～21:00、通話料無料）

事業報告

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復しております。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果により緩やかな回復が続くことが期待されます。ただし、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、米国の今後の政策動向に伴う影響などが我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

当社グループの市場環境は引き続き競争激化の状況にありますが、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を見据え、コア領域における高収益事業の拡大及びサービスビジネスの成長や新事業・新ビジネスモデルの創出を図っております。

具体的には、クラウドサービス&サポートセグメントでは、M S P サービスの拡大及びクラウド型商品・サービス等の拡充や新たな市場開拓に加え、保守サービスの拡大を図っております。

システムセグメントでは、主要商品である商品監視システム、C C T V や入退室管理システムなどセキュリティ商品の販売強化や付加価値強化、及び顔認証システムなどの画像認識やR F I D システム、省人化システムなどのリテールソリューションの拡大を図っております。

他方、デバイスセグメントでは、エレクトロニクス事業においては主に通信インフラ市場、I o T を主とした産業機器市場、プリンター等ビジネス機器市場やアミューズメント市場への拡販及びソリューションビジネスの拡大、またメカトロニクス事業では、引き続き成長が見込まれる半導体製造装置等の産業機器市場、国内、及び北米へのキッチン等の住宅設備向け機構部品の販売、アミューズメント市場への拡販やユニット商品の開発などに注力しております。

このような状況の中、当連結会計年度の経営成績は、売上高は、クラウドサービス&サポート商品類のサブスクリプション型ビジネスの契約数の増加や、エレクトロニクス商品類の販売が好調に推移したこと等により、前年同期比11.4%増の280億98百万円となりました。

損益につきましては、上記理由により、上場来最高益を更新し、営業利益は前年同期比41.9%増の20億79百万円、経常利益は前年同期比9.2%増の20億4百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期比1.4%増の14億58百万円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

当連結会計年度より、クラウド型ネットワーク商品の実績を、サブスクリプション型の重要性が増したこと等を理由に、システムセグメント（ビジネスソリューション商品類・リテールソリューション商品類）からクラウドサービス&サポートセグメントへの集計に異動しております。

[売上高の内訳]

セグメント区分／商品類		当期売上高 (百万円)	構成比 (%)	前期比増減額 (百万円)	前期比増減率 (%)
クラウドサービス&サポート		3,559	12.7	1,028	40.6
システム	リテールソリューション	3,476	12.4	233	7.2
	ビジネスソリューション	3,729	13.3	154	4.3
	グローバル	2,942	10.5	▲96	▲3.2
	計	10,148	36.1	291	3.0
デバイス	エレクトロニクス	9,214	32.8	869	10.4
	メカトロニクス	5,175	18.4	683	15.2
	計	14,389	51.2	1,553	12.1
合 計		28,098	100.0	2,873	11.4

- (注) 1. 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 記載の百分比は、小数第2位を四捨五入して表示しております。

【クラウドサービス&サポートセグメント】

クラウドサービス&サポートセグメントは、売上高は、M S P サービスやクラウド型ネットワーク商品の契約数の増加、及び大型保守契約の獲得により順調に推移し、前年同期比40.6%増の35億59百万円となりました。営業利益は、上記理由に加え、売上高に対する販売費及び一般管理費の割合が下がり、前年同期比59.8%増の7億76百万円となりました。

(※M S P サービス：クラウド商品の保守運用・稼働監視をサブスクリプション型で行う当社独自のサービス)

【システムセグメント】

システムセグメントの売上高は、前年同期比3.0%増の101億48百万円、営業利益は、前期発生した追加工事に関する費用が当連結会計年度は発生しなかったこと等により、前年同期と比較して4億6百万円増加し、3億76百万円となりました。

リテールソリューション商品類は、G M S 向け大型案件が好調に推移し、売上高は前年同期比7.2%増の34億76百万円となりました。

ビジネスソリューション商品類は、外資オフィス向け入室管理システムや監視カメラシステムが好調に推移した一方、前期好調だったメーリングシステムの納品が減少したことなどにより、売上高は前年同期比4.3%増の37億29百万円となりました。

なお、当連結会計年度よりシステムセグメントからクラウドサービス&サポートセグメントへ異動したクラウド型ネットワーク商品の売上高に関し、前年同期はシステムセグメントに5億82百万円含まれております。

グローバル商品類は、防火システムにおいて収益性の高い案件に注力したことにより売上高が減少し、前年同期比3.2%減の29億42百万円となりました。

【デバイスセグメント】

デバイスセグメントの売上高は、前年同期比12.1%増の143億89百万円、営業利益は、一過性費用の計上により前年同期比8.1%減の9億26百万円となりました。

エレクトロニクス商品類では、コンシューマやビジネス機器向け電子部品の販売が好調に推移し、売上高は前年同期比10.4%増の92億14百万円となりました。

メカトロニクス商品類では、新紙幣改刷による銀行端末向け機構部品や複合機向け機構部品、及び自社開発したキッチン向け部品の販売が好調に推移し、売上高は前年同期比15.2%増の51億75百万円となりました。

2. 設備投資等の状況

該当事項はありません。

3. 資金調達の状況

当社は、株式会社みずほ銀行と5億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループは、2025年3月21日に公表した中期経営計画2025-2027『Security. Solutions. Synergy. 〜ビジネスセキュリティ×エレクトロメカニクスで、進化の最先端へ〜』のもと、企業価値を高め、事業成長を実現するために次の課題に取り組んでまいります。

- (1) 新たな事業変革に向けた成長
- (2) 資本収益性の向上
- (3) 新中期経営計画を支えるサステナブル経営の推進

詳細につきましては、中期経営計画にて記載のとおりとなります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第71期 (2022年3月期)	第72期 (2023年3月期)	第73期 (2024年3月期)	第74期 (2025年3月期)
売上高 (百万円)	20,784	23,360	25,224	28,098
経常利益 (百万円)	1,247	1,588	1,835	2,004
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	878	1,205	1,437	1,458
1株当たり当期純利益 (円)	98.61	134.69	158.46	158.19
総資産 (百万円)	20,593	22,133	22,963	23,459
純資産 (百万円)	15,025	16,432	16,835	16,834

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。なお、自己株式数には役員向け株式給付信託に係る当社株式を含めております（2022年3月期68,000株、2023年3月期61,005株、2024年3月期57,900株、2025年3月期57,900株）。
2. 各期の損益の状況は以下のとおりであります。
- (1) 第71期は、デバイスセグメントが好調であったことから、増収となりました。損益につきましても、上記に加え外貨建債権の為替評価益を計上したことなどから増益となりました。
 - (2) 第72期は、デバイスセグメント及びクラウドサービス&サポートセグメントが好調であったことから、増収となりました。損益につきましても、上記理由により上場来最高益を更新し増益となりました。
 - (3) 第73期は、デバイスセグメントが好調であったことから、増収となりました。損益につきましても、上記理由により上場来最高益を更新し増益となりました。
 - (4) 第74期は、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

6. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
マイティキューブ株式会社	100百万円	100%	R F I D関連機器及びＩＣタグ、セキュリティシステムの開発・製造及び販売
TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LIMITED	715千香港ドル	100%	半導体・IC/電子部品、機構部品、住宅収納ユニットの提案、販売
提凱貿易（上海）有限公司	4,270千人民元	100%	半導体・IC/電子部品及び機構部品の販売
Takachiho Fire, Security&Services (Thailand)Ltd.	334百万タイバーツ	100%	セキュリティ・防火システムの設計・設置・販売及びサービス
Guardfire Limited	20百万タイバーツ	100%	高度防火システムの設計・販売
Guardfire Singapore Pte. Ltd.	2,600千シンガポールドル	100%	高度防火システムの設計・販売
Takachiho America, Inc.	200千米ドル	100%	商品開発、事業開発、機構部品の販売

- (注) 1. 提凱貿易（上海）有限公司は、TAKACHIHO KOHEKI(H.K.)LIMITEDの100%出資の子会社であり、議決権比率は間接所有であります。
2. Takachiho Fire,Security & Services(Thailand)Ltd.の議決権比率は、当社子会社であるTK Thai Holdings Co.,Ltd.を通じた間接保有分を含めております。
3. Guardfire Limitedの議決権比率は、当社子会社であるTK Fire Fighting Co.,Ltd.を通じた間接保有分を含めております。

7. 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、当社と連結子会社9社、非連結子会社1社の合計11社で構成され、エレクトロニクスを核とする先端技術商品及び有力メーカーを広く海外に探求・開拓し、商品の輸出入及び販売、ならびに設置・保守・システム設計・運用受託等のサービスの提供を主な内容として、広範囲に事業活動を展開しております。

当社グループの事業における商品類の位置付け及びセグメントと商品類の関連は次のとおりであります。

<クラウドサービス&サポートセグメント>

（クラウドサービス&サポート商品類）

クラウドサービス（M S P サービス含む）及びクラウド型無線LANシステム等の販売や、システムセグメントで取扱う各商品類の保守・システム運用受託（アウトソーシング）及び運用監視サービスを行っております。

また、迅速な対応により顧客満足向上を図るため、24時間365日対応サービスを用意し、全国300ヶ所のサービス拠点より提供しております。

<システムセグメント>

（リテールソリューション商品類）

商品監視システム・映像監視システム（監視カメラ・監視映像記録装置）・セキュリティタグ等のセキュリティ機器及び入店カウンター・A I 自動販売機など販売支援や省人化対策を目的とした店舗管理機器のシステム設計・販売、設置、システム全般の運用支援サービスなどを行っており、ショッピングセンターなどの大型店舗からドラッグストアなどの小型店舗に至る小売・流通業全般の幅広い顧客層に販売しております。

（ビジネスソリューション商品類）

入退室管理システムやネットワーク関連機器及び商品監視・映像監視等のセキュリティに関するコンサルティングやシステム設計、物流・在庫管理システム等のRFIDタグ及びその周辺機器、郵送物の封入封緘を行うメールインサートシステム（封入封緘機）など、最新エレクトロニクス技術応用システムの機器の設計・構築及び設置・販売等をオフィスビル・データセンター・工場などの企業関連施設に向けて行っております。

（グローバル商品類）

高度防火システムの設計・構築及び機器の設置・販売を、オフィスビルや商業施設、ならびに発電エネルギー関連プラント、天然ガス・石油化学工業プラントなどに向けて行っております。

<デバイスセグメント>

(エレクトロニクス商品類)

アナログＩＣを中心とする各種半導体や、シリコンマイクなどのセンサー、電子部品に関する販売及びコンサルティング（電子機器設計支援）を行っております。産業用エレクトロニクス機器、ＩＰ－ＰＢＸ（構内交換機）やスマートフォン等の情報通信機器など、広範な分野で使われております。

(メカトロニクス商品類)

スライドレール・ガススプリング・ソフトクローズダンパー・昇降システムなど安全性、利便性、快適性を向上する機構部品の販売及びコンサルティングを行っております。主に金融機関やコンビニエンスストアなどのＡＴＭ等の開閉・引出・安全機構（スライドレール・ガススプリング・キー）、システムキッチンの引出・昇降機構（スライドレール・昇降システム）、コピー機の給紙機構（スライドレール・ダンパー）などに使われております。

セグメントと商品類との関連を表にすると、次のとおりであります。

セグメント		主な事業の内容	主な会社
クラウドサービス&サポート			
	クラウドサービス&サポート商品類	クラウドサービス（M S Pサービス含む）及びクラウド型無線LANシステム等の販売・システムセグメントの各商品類に関するシステム保守・システム運用受託（アウトソーシング）・運用監視サービス	当社
システム			
	リテールソリューション商品類	商品監視システム（万引き防止装置、センサーケーブル式警報機、セキュリティタグ等）、映像監視システム等のシステム設計、販売、各種システム設計・設置	当社
			マイティキューブ(株)
	ビジネスソリューション商品類	入退室管理システム、映像監視システム、ネットワーク関連機器、物流・在庫管理システム等のRFIDタグ及びその周辺機器、メールインサートインシステム（封入封緘機）等の販売、各種システム設計・設置	当社
			マイティキューブ(株)
	グローバル商品類	高度防火システム等の販売・設計・構築・設置	Takachiho Fire,Security & Services(Thailand) Ltd.
			Guardfire Limited
			Guardfire Singapore Pte.Ltd.
デバイス			
	エレクトロニクス商品類	各種半導体（アナログICなど）、センサー（シリコンマイクなど）、電子部品の販売	当社
			TAKACHIHO KOHEKI (H.K.)LIMITED
			提凱貿易（上海）有限公司
	メカトロニクス商品類	スライドレール、ガスピリング、キー、ダンパー、昇降システム等の安全・省力化機構部品等の販売	当社
			TAKACHIHO KOHEKI (H.K.)LIMITED
			提凱貿易（上海）有限公司
			Takachiho America, Inc.

（注）商品・専門語等用語について

- クラウド型無線LANシステム：インターネット上で無線LANの接続ポイントの管理ができるシステム。
- セキュリティタグ：万引き防止装置が感知するための商品に取付けられる特殊なタグ。
- RFIDタグ：商品情報を記憶した微小なICチップとアンテナを組み込んだ特殊なタグ。
- 封入封緘機：郵便物の選択・封入及び封緘業務の自動化機器。

- (5) スライドレール：ボールベアリングを組み込んだ金属製のレールで、小さい力で重量物の引出しやスムーズな引出しなどができるもの。
- (6) ガススプリング：窒素ガスを管に閉じ込め、ガスの反発力により小さい力で重い扉の上下開閉ができるもの。
- (7) ダンパー：オイルの粘性抵抗を利用した緩衝機構で、引出し部開閉時の衝撃吸収などに使用。

8. 主要な事業所（2025年3月31日現在）

(1) 当社

- ① 本社 東京都新宿区
- ② 支店
 - 大阪支店 大阪府大阪市北区
 - 名古屋支店 愛知県名古屋市中村区
- ③ 営業所
 - 札幌営業所 北海道札幌市中央区
 - 九州営業所 福岡県福岡市博多区

(2) マイティキューブ株式会社

本社 東京都新宿区

(3) Takachiho Fire,Security & Services(Thailand)Ltd.

本社 タイ バンコク

(4) TAKACHIHO KOHEKI(H.K.)LIMITED

本社 中国 香港

(5) 提凱貿易（上海）有限公司

本社 中国 上海

(6) Guardfire Limited

本社 タイ バンコク

(7) Guardfire Singapore Pte.Ltd.

本社 シンガポール

(8) Takachiho America,Inc.

本社 米国 イリノイ州

9. 従業員の状況（2025年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(名)
クラウドサービス & サポート	54
システム	256
デバイス	63
全社共通	86
合計	459

(注) 従業員数は就業人員で、正社員・契約社員の人数であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
250名	6名増	42.8歳	17.1年

(注) 上記従業員数は、子会社等への出向者9名を含んでおりません。

10. 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	0円
株式会社三菱UFJ銀行	0円
株式会社三井住友銀行	0円
合計	0円

(注) 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入金限度額5億円のコミットメントライン契約を株式会社みずほ銀行と締結しております。

II 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- 1. 発行可能株式総数 36,000,000株
- 2. 発行済株式の総数 10,171,800株 (うち自己株式814,866株)
- 3. 単元株式数 100株
- 4. 株 主 数 16,494名

5. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 マ ー ス グ ル ー プ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	804,000株	8.59%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	731,800	7.82
セ コ ム 株 式 会 社	450,000	4.80
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	300,600	3.21
株 式 会 社 マ ー ス ト ー ケ ン ソ リ ュ ー シ ョ ン	265,000	2.83
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	216,000	2.30
ヒ ュ ー リ ッ ク 株 式 会 社	200,000	2.13
高 千 穂 交 易 奨 学 財 団	200,000	2.13
高 千 穂 交 易 従 業 員 持 株 会	195,228	2.08
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS N O N T R E A T Y A C C O U N T	168,000	1.79

(注) 1.当社は、自己株式814,866株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には役員向け株式給付信託に係る当社株式57,900株を含めておりません。また、持株比率は自己株式数を控除して算出し、小数第3位以下を切捨てて表示しております。

2.上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の持株数のうち、信託業務に係る株式数は、731,800株であります。

6. 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に当社従業員に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏 名	地 位	重 要 な 兼 職 の 状 況
井 出 尊 信	代 表 取 締 役 社 長	一般財団法人高千穂交易奨学財団 理事長
平 田 嘉 昭	取 締 役	
植 松 昌 澄	取 締 役	
辰 己 一 道	取 締 役	
鶴 岡 通 敏	取 締 役	
串 間 和 彦	取 締 役	株式会社アルチザネットワークス 社外監査役
横 戸 憲 一	常 勤 監 査 役	
千 葉 彰	監 査 役	公認会計士
木 崎 孝	監 査 役	弁護士

- (注) 1. 取締役 鶴岡通敏及び串間和彦の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役 千葉彰、木崎孝の各氏は社外監査役であります。
3. 取締役 鶴岡通敏、串間和彦及び監査役 千葉彰、木崎孝の各氏は、当社の大株主、主要な取引先等の出身者には該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。
4. 代表取締役社長 井出尊信氏が兼職している一般財団法人高千穂交易奨学財団は、2024年4月19日に当社が設立した法人であります。取締役 串間和彦氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
5. 監査役 千葉彰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、上記全ての取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法律の定める範囲内において当社が補填することを内容とする補償契約を締結しております。
7. 当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。
8. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料については当社及び当社の子会社が全額負担をしております。当該保険契約は、被保険者が職務執行に起因して負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填するものであります。ただし、違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害は補填されません。
9. 当社は意思決定の迅速化及び業務執行体制の強化等を図るため、執行役員制度を導入いたしております。

当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

氏 名	地 位	担 当 業 務
井 出 尊 信	社 長 執 行 役 員	
平 田 嘉 昭	執 行 役 員	デバイス事業本部長、デバイス系グループ会社担当、名古屋支店長
植 松 昌 澄	執 行 役 員	管理・業務担当、東南アジアグループ会社担当
辰 己 一 道	執 行 役 員	システム事業本部長
高 山 博 喜	執 行 役 員	事業開発室長
市 川 大 輔	執 行 役 員	デバイス事業本部 Eソリューション事業部長
田 中 毅 則	執 行 役 員	システム事業本部 ビジネスソリューション事業部長
井 藤 政 樹	執 行 役 員	システム事業本部 マーケティング戦略推進部長

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬		支給人数
			業績連動賞与	業績連動株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	142,446千円 (14,200千円)	93,270千円 (13,200千円)	18,200千円 (1,000千円)	30,976千円 (-千円)	6名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	33,550千円 (13,350千円)	28,950千円 (12,150千円)	4,600千円 (1,200千円)	-千円 (-千円)	4名 (3名)
合 計	175,996千円	122,220千円	22,800千円	30,976千円	10名

- (注) 1. 当社では、業績連動型株式報酬制度（株式給付信託）を導入しており、一定期間が経過した後、当社普通株式及び金銭等を給付します。業績連動型株式報酬の総額は、当事業年度に計上した費用及び付与ポイントに対する引当金の額の合計であり、実際の支給総額とは異なります。
2. 業績連動賞与の総額は、当事業年度に計上した引当金の額であり、実際の支給総額とは異なります。
3. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社の取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会の決議による報酬総額の範囲内で取締役会の決議により決定した、役員報酬規程で定めております。

当社の取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2007年6月26日開催の第56回定時株主総会であり、決議の内容は、取締役の報酬の額を年額2億円以内（株式報酬を除く。）、監査役の報酬の額を年額60百万円以内（株式報酬を除く。）としております。当該報酬に係る役員の員数は、取締役6名、監査役4名であります。

なお、2021年6月25日開催の第70回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本株式報酬制度」という。）を導入する旨を決議し、2021年8月24日付で本株式報酬制度のために信託を設定しており、対象期間は2022年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度及びその後の原則として3事業年度毎の期間、拠出金額の上限は各対象期間にかかる事業年度の数に20百万円を乗じた額、信託を通じて給付される当社株式等の数の上限は各対象期間にかかる事業年度の数に23,500ポイント（1ポイント1株換算）を乗じた数としております。本株式報酬制度に係る役員の員数は、取締役4名であります。

役員報酬規程の内容は、固定報酬については業績を勘案した基準額を定めており、又業績連動報酬についても業績を勘案した基準額を定めております。各取締役の報酬は取締役会で、又各監査役の報酬は監査役の協議で決定しております。また、取締役会で各取締役の報酬の決定を行うにあたり、決定方針との整合性や公正性・透明性・客観性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の審議・答申を経た上で決定しております。当社の役員報酬等の構成は下記の通りであります。

a. 固定報酬

当社は、固定報酬として月額報酬を付与しております。固定報酬に係る指標は、経常利益と当期利益の連結対外公表計画達成率、経常利益の前年対比伸率及び戦略の実行度合を勘案し、別に定める額を基準としております。なお、月額報酬の一部を、自社株式の取得を推進するために、株式累積投資に拠出しております。

b. 業績連動賞与

当社は、業績連動報酬として役員賞与を付与しております。

業績連動報酬に係る指標は、経常利益と当期利益の連結対外公表計画達成率、経常利益の前年対比伸率を勘案し、別に定める額を基準としております。当該指標を選択した理由は、経営上の目標達成状況を判断する客観的な指標であるためであります。

なお、当連結会計年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、当連結会計年度経常利益目標20億円に対し、実績は20億4百万円となりました。

ｃ．業績連動株式報酬

当社は、業績連動報酬として本株式報酬制度に基づく株式報酬を付与しております。

本株式報酬制度に基づく株式報酬は、社外取締役を除く取締役を対象として、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、中期経営計画の最終年度における経常利益と当期利益、ROEの連結対外公表計画達成率等を指標として勘案し、別に定めるポイント数を基準として算出した中期経営計画期間の累計ポイントに対応する当社株式等を付与するものであります。当該指標を選択した理由は、経営上の中期目標達成状況を判断する客観的な指標であるためであります。

なお、当連結会計年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、当連結会計年度経常利益目標20億円、ROE目標8.6%に対し、実績は20億4百万円、8.7%となりました。

上記役員報酬等の割合については、固定報酬と業績連動報酬は7：3（目標100%達成時）を目安としております。なお、本株式報酬制度に基づく株式報酬の割合は、15%を目安といたします。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、役員報酬規程に定められた基準及び支給条件に従って、形式的・客観的に算定された内容であることから、取締役会は上記方針に沿うものであると判断しております。

4. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
鶴岡 通敏	社外取締役	企業経営及び企業監査における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営への助言や業務執行に対する監督を行っております。当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
串間 和彦	社外取締役	企業経営における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営への助言や業務執行に対する監督を行っております。当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
千葉 彰	社外監査役	公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、企業の会計監査における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営の監査を行っております。当事業年度開催の取締役会15回の全て、監査役会19回の全てに出席しており、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
木崎 孝	社外監査役	弁護士としての法務に関する相当程度の知見を有しており、民事法務分野における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営の監査を行っております。当事業年度開催の取締役会15回の全て、監査役会19回の全てに出席しており、弁護士としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- (1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

51,100千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

- (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

51,100千円

- (3) 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

4. 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、TAKACHIHO KOHEKI(H.K.)LIMITED、提凱貿易（上海）有限公司、Takachiho Fire,Security & Services(Thailand)Ltd.、Guardfire Limited、Guardfire Singapore Pte.Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

Ⅵ 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社取締役及び使用人は、「企業理念」「高千穂交易グループC S R憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」のもと、法令順守はもとより企業倫理の順守及び浸透を率先垂範して行う。
- ② 取締役会に社外取締役を加え、取締役の職務執行に関する監督機能を維持・向上させる。
- ③ 「コンプライアンス規程」のもと、コンプライアンス担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、当社内にC S R推進部門を組織して教育・浸透策を実施し、高千穂交易グループ全体のコンプライアンス体制を整備・推進する。
- ④ 内部通報制度として「ヘルプライン規程」を制定し、社外の弁護士等を含む複数の窓口を設置する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等に対しては、毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 「情報セキュリティ基本規程」「文書管理規程」を制定し、社長を委員長とする「情報セキュリティ委員会」のもと、取締役の職務執行に係る情報（電磁的記録を含む）を適切に保存・管理する。
- ② 保存する文書の種類及びその期間は「文書管理規程」で定める。
- ③ 取締役及び監査役は、いつでも、取締役の職務執行に係る情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「危機管理規程」「情報セキュリティ基本規程」を制定し、それぞれ社長を委員長とする委員会を設置・運用する。
- ② 取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を脅かすリスク（不確実性）に対処すべく、高千穂交易グループの横断的なリスクマネジメント体制を整備し、リスク予防と対策の専任部門を設置して運用する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、「取締役会規程」のもと、取締役会付議基準及び報告基準を定めるほか、各取締役の職務分担及び権限と責任を明確にし、経営の基本方針・重要課題や中期経営計画・経営戦略の策定及び進捗確認等を行う。
- ② 執行役員制度を導入し、「執行役員規程」のもと、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して、取締役の職務の効率化を図る。

- ③ 期初に「中期経営計画」「年度経営方針」「年度予算」を策定し、方針の徹底と進捗の確認を定期的に行う。
- ④ 内部監査部門は、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役会に報告する。
- (5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 - ① 「関係会社管理規程」にもとづき、子会社の重要事項については、当社への報告または承認手続きを行う。また、子会社は、四半期毎に当社で開催する会議において、事業計画の進捗状況を報告する。
 - ② 「危機管理規程」にもとづき、当社社長を委員長とする委員会を設置・運用する。
 - ③ 子会社の取締役及び監査役を当社から派遣して、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の取締役の業務執行状況を監査する。
 - ④ 「高千穂交易グループC S R 憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」「コンプライアンス規程」に基づいた事業運営を追求し、当社の諸体制を規範に、各子会社の事情に対応した体制を整備する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する体制、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
 - ① 監査役がその職務の執行に必要とした場合は、監査役の業務補助のため、取締役から独立した補助者を置く。
 - ② 監査役補助者は、監査役の指揮命令に従って職務を行い、その人事・異動・評価は、監査役と事前に協議する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
 - ① 監査役は取締役会に出席するほか、業務の執行状況を把握するため、執行役員会、全社会議や部門別予算分析会議などの重要な会議に出席し、報告・説明を受ける。
 - ② 取締役及び使用人は、会社の業務・業績に影響を与える重要な事項について報告する。
 - ③ 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項については、重要会議への出席及び重要書類の閲覧によるほか、監査役は、いつでも、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ④ 監査役は、内部監査部門に内部監査情報を求めることができるほか、内部監査報告書及び指摘事項等が回付されるとともに、内部監査報告会等に出席し、報告・説明を受ける。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
 - ① 代表取締役と監査役は、定期的に会合を持ち、経営課題等の意見交換をする。
 - ② 会計監査人と監査役は、定期的に会合を持ち、会計監査等の意見交換をする。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当社は、取締役会で決議した上記「業務の適正を確保するための体制」に沿って各種社内規程を整備し研修・勉強会等を通じてその周知・徹底を図るとともに、各種委員会を開催し当該体制の整備・運用を進めております。また各種委員会の実施状況を定期的に取り締役会に報告しております。

グループ会社につきましては、「関係会社管理規程」に基づき重要事項の報告または承認手続を行うとともに定期的に事業計画の進捗状況を確認する会議を開催しております。

また、当社グループのリスクを一元的に管理し対処するため、危機管理委員会及びコンプライアンス委員会を四半期に各1回ずつ開催するとともに、年1回、「高千穂交易グループC S R憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」に関して、グループ全社・当社全部門を対象とした遵守確認を行っております。

なお、環境・品質管理・情報セキュリティに関しては、当社が第三者認証を取得しているISOの枠組を適切に運用しております。

当事業年度におきましては、海外グループ会社のガバナンス・コンプライアンス強化策の実施に加え、全グループ会社に対して管理ルールの強化を行いました。引き続き、適正なグループ経営管理体制の構築に努めてまいります。

内部監査部門は、引続き当社ならびに国内外のグループ会社について、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門及び経営層、監査役にフィードバック報告しております。

2. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めていくものでなければならないと考えています。

当社グループは、独立系技術商社として、創業以来『創造』を事業活動の原点に据え、常に海外の先端技術・商品を広く探求・開拓し、日本の市場に紹介してまいりました。また、創業から73年を通して、「テクノロジーをとおしてお客様のご満足を高め、技能と人間性を磨いて世界に通用する信用を築き、力を合わせて豊かな未来を拓き社会に貢献する」という企業理念の実現に努めてまいりました。

このような企業理念に基づき、国内各業界の多くの有力企業をお客様とし、海外の有力先端メーカーとの信頼関係、そして海外の先端技術・商品を扱う人材・技術サポート・情報・先端技術探求ネットワーク網などの当社独自の事業ノウハウと快活な先取り精神の社風を築き、持続的な成長により企業価値を高めてまいりました。

当社取締役会は、経営支配権の異動を目的とした株式の大規模買付行為または提案であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、これを受け入れるかどうかは、原則として、当社株主の皆様の判断に委ね

られるべきものであると考えています。そのために当社は、大規模買付者及び当社取締役会の双方から当社株主の皆様への必要かつ十分な情報・意見・提案などの提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があることに加え、株主の皆様をはじめとするステークホルダーのために、当社取締役会による代替案が十分に検討できる機会・時間を確保し、かつ必要に応じて大規模買付者と交渉を行うこと等の当社取締役会の対応を可能とするため、一定の合理的・客観的な仕組みが必要と考えています。

(2) 基本方針の実現に関する特別な取組み

当社グループは、独立系技術商社の強みを活かし、事業系列や資本系列に捉われることなく、自らの企業理念に従い、市場ニーズを捉え、迅速かつ闊達に世界の先端商材・技術を発掘し、市場に紹介・提供することこそが、当社の有する優位的経営手法であり、収益と成長の維持拡大に欠かせないこと、ひいては企業価値及び株主共同の利益の源泉と考えています。

現在、当社グループでは、新たな成長戦略の下、「安全・安心・快適」「ビジネスセキュリティ」を事業コンセプトに、「独自の付加価値の創出」と「グローバルビジネスの拡大」を推し進めております。こうした取組みにより、強固な収益基盤の構築と事業規模の拡大を図り、また、資本収益性および株主価値を重視した経営を加速することで、企業価値ひいては株主共同の利益向上に邁進してまいります。

また、当社グループは、企業市民として果たすべき「CSR(企業の社会的責任)」を強く認識し、社外取締役を過半数とする指名・報酬委員会の設置等により強化されたコーポレートガバナンス体制の下、責任ある誠実で透明な経営活動の継続的な実施を通して、あらゆるステークホルダーから信頼される経営を進め、企業価値の向上に努めてまいります。

(3) 当社株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の仕組み

当社は、2007年11月6日開催の当社取締役会において、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれも、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）への対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入して以降、当社第57回から2年毎の定時株主総会において、その継続を株主の皆様にご承認いただいております。その概要は以下のとおりです。

① 大規模買付ルールの設定

大規模買付者が、大規模買付行為を行うに際しては、大規模買付者の概要や大規模買付行為の目的及び内容等に関する情報、大規模買付ルールに従うことを誓約する旨の「意向表明書」等を当社取締役会宛に提出していただきます。

② 当社取締役会の評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者からの大規模買付情報の提供が完了した後、一定の期間

(以下、「取締役会評価期間」といいます。)を設け、当該情報の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案にあたります。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、取締役会から独立した組織として設置された独立委員会に諮問し、かつ外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会としての意見をとりまとめ開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

当社取締役会が、大規模買付行為の内容を評価・検討し、大規模買付者との協議・交渉の結果、大規模買付行為が以下のような要件に該当し、一定の措置をとることが相当であると判断した場合には、取締役会評価期間の開始又は終了の如何を問わず、新株予約権無償割当て等、会社法その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとることがあります。

(イ)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

(ロ)大規模買付者が企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

(ハ)強圧的二段階買収など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

(ニ)大規模買付者による支配権取得により、ステークホルダーの利益が損なわれ、それによって長期的に企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される場合

(ホ)買付けの条件が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付けである場合

(4) **本プランの客観的合理性**

本プランが、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由として、以下のことが言えます。

① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。

さらに、本プランは、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」に準拠した内容となっております。

② 株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

③ 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会の決議により継続されたものです。また、本プランの有効期限の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

④ 独立した委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの採用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大規模買付ルールが発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士等のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に大規模買付ルールが発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

⑤ 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものと言えます。

⑥ 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、独立した第三者(財務アドバイザー・公認会計士・弁護士・コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑦ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

注1. 特定株主グループとは、①当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、又は②当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2. 議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①の記載に該当する場合は、当社の株式等の保有者の株式等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。))も計算上考慮されるものとします。)、又は②特定株主グループが、注1の②の記載に該当する場合は、当社の株式等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株式等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	19,206,711	流 動 負 債	5,823,908
現 金 及 び 預 金	6,026,756	買 掛 金	3,005,490
受 取 手 形	54,088	電 子 記 録 債 務	227,441
売 掛 金	6,562,308	契 約 負 債	1,202,699
契 約 資 産	570,789	リ ー ス 債 務	10,908
電 子 記 録 債 権	745,286	賞 与 引 当 金	351,087
商 品 及 び 製 品	3,603,335	役 員 賞 与 引 当 金	73,807
原 材 料	139,443	未 払 金	325,222
前 払 費 用	1,418,741	未 払 法 人 税 等	325,239
そ の 他	114,764	そ の 他	302,011
貸 倒 引 当 金	△28,803	固 定 負 債	801,181
固 定 資 産	4,252,936	役 員 株 式 給 付 引 当 金	33,078
有 形 固 定 資 産	403,806	退 職 給 付 に 係 る 負 債	596,522
建 物 及 び 構 築 物	167,725	リ ー ス 債 務	29,089
そ の 他	236,081	繰 延 税 金 負 債	105,479
無 形 固 定 資 産	129,398	そ の 他	37,011
ソ フ ト ウ ェ ア	122,762	負 債 合 計	6,625,089
そ の 他	6,635	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	3,719,732	株 主 資 本	15,431,040
投 資 有 価 証 券	3,193,046	資 本 金	1,209,218
繰 延 税 金 資 産	105,927	資 本 剰 余 金	1,189,649
敷 金 及 び 保 証 金	329,200	利 益 剰 余 金	13,893,488
そ の 他	91,567	自 己 株 式	△861,315
貸 倒 引 当 金	△9	その他の包括利益累計額	1,403,518
資 産 合 計	23,459,648	その他有価証券評価差額金	722,486
		為 替 換 算 調 整 勘 定	615,133
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	65,898
		非 支 配 株 主 持 分	0
		純 資 産 合 計	16,834,559
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	23,459,648

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		28,098,418
売上原価		21,188,574
売上総利益		6,909,843
販売費及び一般管理費		4,830,044
営業利益		2,079,798
営業外収益		
受取利息	48,749	
受取配当金	57,386	
受取保険金	2,188	
その他の営業外収益	16,060	124,384
営業外費用		
支払利息	2,668	
為替差損	84,542	
支払手数料	1,759	
投資事業組合運用損	101,830	
その他の営業外費用	8,550	199,351
経常利益		2,004,831
特別利益		
新株予約権戻入益	3,612	
投資有価証券売却益	161,851	165,463
税金等調整前当期純利益		2,170,295
法人税、住民税及び事業税	648,210	
法人税等調整額	63,977	712,188
当期純利益		1,458,106
親会社株主に帰属する当期純利益		1,458,106

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,209,218	1,381,481	13,938,581	△1,064,705	15,464,576
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,503,199		△1,503,199
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,458,106		1,458,106
自己株式の取得				△545	△545
自己株式の処分		△191,831		203,935	12,103
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	△191,831	△45,093	203,389	△33,535
当 期 末 残 高	1,209,218	1,189,649	13,893,488	△861,315	15,431,040

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				新 株 予 約 権	非 支 株 配 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 額 計 合 計			
当 期 首 残 高	911,544	394,450	60,046	1,366,041	4,942	0	16,835,560
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				—			△1,503,199
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				—			1,458,106
自己株式の取得				—			△545
自己株式の処分				—			12,103
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△189,057	220,682	5,852	37,476	△4,942		32,534
当 期 変 動 額 合 計	△189,057	220,682	5,852	37,476	△4,942	—	△1,000
当 期 末 残 高	722,486	615,133	65,898	1,403,518	—	0	16,834,559

連結注記表

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 …9社
連結子会社の名称 …マイティキューブ株式会社
TAKACHIHO KOHEKI(H.K.)LIMITED
提凱貿易(上海)有限公司
Takachiho Fire,Security & Services(Thailand)Ltd.
Guardfire Limited
Guardfire Singapore Pte.Ltd.
TK Thai Holdings Co.,Ltd.
TK Fire Fighting Co.,Ltd.
Takachiho America,Inc.

- ② 非連結子会社の数 …1社
非連結子会社の名称 …TKTEC株式会社
小規模であり、重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数 …一社
- ② 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の数…1社
持分法を適用していない非連結子会社の名称…TKTEC株式会社
小規模であり、重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TAKACHIHO KOHEKI(H.K.)LIMITED、提凱貿易（上海）有限公司及びTakachiho America,Inc.の決算日は、12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式…時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原等以外のもの 価は、総平均法により算定しております。）

市場価格のない株式…総平均法による原価法を採用しております。

等

(ロ) 棚卸資産

…主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

（リース資産を除く）

…当社及び連結子会社の有形固定資産は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

工具、器具及び備品 2年～20年

(ロ) 無形固定資産

…定額法を採用しております。なお、償却年数については、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）、販売目的ソフトウェアについては、見積有効年数（3年）によっております。

(ハ) リース資産

…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

…債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

i. 一般債権…貸倒実績率等を採用しております。

ii. 貸倒懸念債権及び破産更生債権等…個別の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

…従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ハ) 役員賞与引当金

…役員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(ニ) 役員株式給付引当金

…役員の株式支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(イ) 商品の販売

…国内の顧客への商品販売においては、顧客により商品又は設置工事が検収された時点において、顧客が当該財に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたものとして、収益を認識しております。ただし、設置工事を伴わない商品販売のうち、出荷時から顧客への商品移転時までの期間が通常の期間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

三国間取引を含む輸出の商品販売においては、インコタームズで定められた貿易条件等に基づき、商品のリスクが顧客に移転した時点において、収益を認識しております。

(ロ) ライセンス及び保守等

…利用期間の定めのあるソフトウェアライセンスの販売や、販売した商品の保守等の、顧客が享受する役務の提供等が一定期間にわたる収益に関しては、原則として、その契約等に基づいた役務提供期間にわたって収益を認識しております。

(ハ) 長期請負工事に係る商品販売及び設計

…東南アジア地域において、長期請負工事に係る高度防火システムの設計・販売等を行っております。これらは、工事の進捗に伴い一定の期間にわたり履行義務が充足されたものとし、その進捗度を見積総原価に対する発生原価の割合で見積することで、一定の期間にわたって収益を認識しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法 …原則として、繰延ヘッジ処理によっており、振当処理の要件を満たしている為替予約に関しては、振当処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

i .ヘッジ手段…デリバティブ取引（為替予約取引）

ii .ヘッジ対象…為替変動リスクを有する資産・負債

(ハ) ヘッジ方針

…現在または将来において、ヘッジ対象となる資産・負債が存在する場合に限りデリバティブ取引を利用する方針であり、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行いません。また、ヘッジ取引開始時において、ヘッジ対象のリスクに対応したヘッジ手段であることを確認した上で、社内規程に即してヘッジ取引を実施しております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

…ヘッジ対象の為替相場の変動がヘッジ手段によって高い水準で相殺されていることを定期的に確認した上で、ヘッジ会計を適用しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ) 退職給付に係る会計処理の方法

…従業員の退職金支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額を発生年度の翌連結会計年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

また、執行役員の退職金の支払に備えるため、執行役員の内規に基づく当連結会計年度の末日における基準額を計上しております。

(ロ) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

…外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、ならびに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで「支払手形及び買掛金」に含めておりました「電子記録債務」及び「流動負債」の「その他」に含めておりました「未払金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

- (1) 当連結会計年度末の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品… 3,603,335千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社及び連結子会社は、一定の保有期間を超えた商品について、営業循環過程から外れたものとして、定期的に帳簿価額を切り下げております。当該保有期間については、商品の性質に応じたグループ毎に、過去の販売実績等を基に将来の販売予測を見積ることにより決定しております。また、期末における商品の正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該差額を評価損として認識しております。

なお、市場の状況や商品の需要が当初の想定を下回り、販売予測の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の損益の金額に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額… 940,339千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,171,800株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	1,082,132株	134株	209,500株	872,766株

(注) 自己株式の普通株式数の増加134株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少209,500株は高千穂交易奨学財団に対する第三者割当200,000株及び新株予約権の権利行使9,500株によるものです。なお、自己株式数に含まれる株式給付信託（BBT）が保有する当社株式数は、期首57,900株、期末57,900株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	960,494	105円00銭	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月5日 取締役会	普通株式	542,705	58円00銭	2024年9月30日	2024年12月5日

(注) 上記の配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金（2024年6月26日定時株主総会決議分6,079千円、2024年11月5日取締役会決議分3,358千円）が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

決議(予定)	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	954,407	102円00銭	2025年3月31日	2025年6月27日

(注) 2025年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金5,905千円が含まれております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、商社活動を行うために必要な資金は手許資金で賄っております。資金運用については安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。(単位：千円)

区分	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	1,617,081	1,617,081	－

- (注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注) 2. 「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」、「電子記録債務」、「未払金」、「未払法人税等」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注) 3. 連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。
- (注) 4. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表 計上額
非上場株式	613,969
投資事業組合出資金	961,995
合計	1,575,965

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	1,617,081			1,617,081

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

セグメント区分／商品類		金額 (千円)	構成比 (%)
クラウドサービス & サポート	クラウドサービス&サポート	3,559,887	12.7
	計	3,559,887	12.7
システム	リテールソリューション	3,476,537	12.4
	ビジネスソリューション	3,729,313	13.3
	グローバル	2,942,879	10.5
	計	10,148,730	36.1
デバイス	エレクトロニクス	9,214,277	32.8
	メカトロニクス	5,175,522	18.4
	計	14,389,799	51.2
顧客との契約から生じる収益		28,098,418	100.0
その他の収益		－	－
外部顧客への売上高		28,098,418	100.0

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

「連結貸借対照表」に記載のとおりであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は10,516,353千円であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額……………	1,810円36銭
(2) 1株当たり当期純利益……………	158円19銭

(注) 「株式給付信託 (BBT)」が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度末57,900株)

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度57,900株)

9. その他の注記

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、2021年6月25日開催の第70回定時株主総会決議に基づき、当社取締役(社外取締役を除きます。以下も同様です。)を対象とする業績連動型株式報酬制度を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って取締役に付与するポイントに基づき、信託を通じて当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を交付するという、業績連動型の株式報酬制度であります。

取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、中期経営計画(2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの予定)の終了後であります。また、退任取締役に關しては、原則として退任後、所定の時期であります。

2. 信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度67,916千円及び57,900株であります。

(株式分割)

当社は、2025年3月21日開催の当社取締役会において、株式分割することを決議いたしました。

1. 分割の方法

2025年5月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

なお、基準日である2025年5月31日は休日扱いとなるため、実質的には2025年5月30日となります。

2. 効力発生日

2025年6月1日

3. 分割により増加する株式数

普通株式 10,171,800株

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。

(1) 1株当たり純資産額……………	905円18銭
(2) 1株当たり当期純利益……………	79円10銭
(3) 1株当たり年間配当金……………	80円00銭

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	13,626,471	流 動 負 債	5,003,132
現 金 及 び 預 金	2,499,845	買 掛 金	2,509,810
受 取 手 形	43,470	電 子 記 録 債 務	227,441
売 掛 金	6,094,900	契 約 負 債	1,094,062
電 子 記 録 債 権	745,286	リ ー ス 債 務	10,908
商 品	2,777,574	賞 与 引 当 金	288,968
前 払 費 用	1,398,076	役 員 賞 与 引 当 金	73,807
関係会社短期貸付金	29,904	未 払 金	306,335
そ の 他 流 動 資 産	37,505	未 払 法 人 税 等	291,000
貸 倒 引 当 金	△93	そ の 他 流 動 負 債	200,798
固 定 資 産	8,652,364	固 定 負 債	529,551
有 形 固 定 資 産	390,126	役 員 株 式 給 付 引 当 金	33,078
建 物	163,841	退 職 給 付 引 当 金	441,728
工 具 、 器 具 及 び 備 品	184,989	リ ー ス 債 務	29,089
リ ー ス 資 産	39,088	預 り 保 証 金	25,655
そ の 他	2,206	負 債 合 計	5,532,684
無 形 固 定 資 産	105,765	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	99,168	株 主 資 本	16,023,664
ソフトウェア仮勘定	6,381	資 本 金	1,209,218
そ の 他	215	資 本 剰 余 金	1,191,808
投資その他の資産	8,156,472	資 本 準 備 金	1,171,672
投 資 有 価 証 券	3,161,046	そ の 他 資 本 剰 余 金	20,136
関 係 会 社 株 式	4,570,699	利 益 剰 余 金	14,483,954
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	119,616	利 益 準 備 金	198,875
繰 延 税 金 資 産	76,999	そ の 他 利 益 剰 余 金	14,285,079
敷 金 ・ 保 証 金	316,763	別 途 積 立 金	9,395,000
会 員 権	11,075	繰 越 利 益 剰 余 金	4,890,079
長 期 未 収 入 金	3,138	自 己 株 式	△861,315
そ の 他 投 資	9	評 価 ・ 換 算 差 額 等	722,486
貸 倒 引 当 金	△102,874	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	722,486
資 産 合 計	22,278,836	純 資 産 合 計	16,746,151
		負債及び純資産合計	22,278,836

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		23,786,424
売 上 原 価		18,401,760
売 上 総 利 益		5,384,664
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,575,009
営 業 利 益		1,809,655
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	28,385	
受 取 配 当 金	60,586	
受 取 保 険 金	2,188	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	10,004	
そ の 他 営 業 外 収 益	13,887	115,052
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,436	
為 替 差 損	53,461	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	101,830	
そ の 他 営 業 外 費 用	9,161	166,889
経 常 利 益		1,757,818
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	3,612	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	161,851	165,463
税 引 前 当 期 純 利 益		1,923,282
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	587,034	
法 人 税 等 調 整 額	1,909	588,944
当 期 純 利 益		1,334,338

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	1,209,218	1,171,672	211,968	198,875	9,395,000	5,058,940
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△1,503,199
当 期 純 利 益						1,334,338
自己株式の取得						
自己株式の処分			△191,831			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	△191,831	－	－	△168,861
当 期 末 残 高	1,209,218	1,171,672	20,136	198,875	9,395,000	4,890,079

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	その他有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	△1,064,705	16,180,968	911,544	4,942	17,097,455
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△1,503,199			△1,503,199
当 期 純 利 益		1,334,338			1,334,338
自己株式の取得	△545	△545			△545
自己株式の処分	203,935	12,103			12,103
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		－	△189,057	△4,942	△193,999
当期変動額合計	203,389	△157,304	△189,057	△4,942	△351,303
当 期 末 残 高	△861,315	16,023,664	722,486	－	16,746,151

個別注記表

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 子会社株式及び …総平均法による原価法を採用しております。

関連会社株式

(ロ) その他有価証券

市場価格のない …時価法を採用しております。（評価差額は、全部純資産直入法により株式等以外のも 処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。）

の

市場価格のない …総平均法による原価法を採用しております。

株式等

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

…移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …定額法を採用しております。

（リース資産を除く） なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

工具、器具及び備品 2年～20年

② 無形固定資産 …定額法を採用しております。なお、償却年数については、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）、販売目的ソフトウェアについては、見積有効年数（3年）によっております。

③ リース資産 …所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。
 - i.一般債権…貸倒実績率等を採用しております。
 - ii.貸倒懸念債権及び破産更生債権等…個別の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 …役員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ④ 役員株式給付引当金…役員の株式支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金 …従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額を発生年度の翌事業年度より費用処理しております。また、執行役員の退職金の支払に備えるため、執行役員の内規に基づく当事業年度の末日における基準額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ① 商品の販売 …国内の顧客への商品販売においては、顧客により商品又は設置工事が検収された時点において、顧客が当該財に対する支配を獲得し、履行義務が充足されたものとして、収益を認識しております。ただし、設置工事を伴わない商品販売のうち、出荷時から顧客への商品移転時までの期間が通常の期間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

三国間取引を含む輸出の商品販売においては、インコタームズで定められた貿易条件等に基づき、商品のリスクが顧客に移転した時点において、収益を認識しております。

② ライセンス及び保守等

…利用期間の定めのあるソフトウェアライセンスの販売や、販売した商品の保守等の、顧客が享受する役務の提供等が一定期間にわたる収益に関しては、原則として、その契約等に基づいた役務提供期間にわたって収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会…退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理方法と異なっております。

② 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法…原則として、繰延ヘッジ処理によっております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

i .ヘッジ手段…デリバティブ取引（為替予約取引）

ii .ヘッジ対象…為替変動リスクを有する資産・負債

(ハ) ヘッジ方針 …現在または将来において、ヘッジ対象となる資産・負債が存在する場合に限りデリバティブ取引を利用する方針であり、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行いません。また、ヘッジ取引開始時において、ヘッジ対象のリスクに対応したヘッジ手段であることを確認した上で、社内規程に即してヘッジ取引を実施しております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

…ヘッジ対象の為替相場の変動がヘッジ手段によって高い水準で相殺されていることを定期的に確認した上で、ヘッジ会計を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品 … 2,777,574千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

連結注記表の「3. 会計上の見積りに関する注記」と同様であるため、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 … 771,575千円

- (2) 保証債務

顧客への債務不履行に対する連帯保証

Takachiho Fire, Security & Services(Thailand)Ltd. … 154,163千円

Guardfire Limited … 125,472千円

Guardfire Singapore Pte.Ltd. … 150,473千円

- (3) 関係会社に対する金銭債権債務…短期金銭債権 1,074,483千円

長期金銭債権 122,754千円

短期金銭債務 106,011千円

長期金銭債務 10,155千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 … 売上高 3,980,162千円

仕入高 654,678千円

販売費及び一般管理費 51,732千円

営業取引以外の取引高 10,330千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	1,082,132株	134株	209,500株	872,766株

(注) 自己株式の普通株式数の増加134株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少209,500株は高千穂交易奨学財団に対する第三者割当200,000株及び新株予約権の権利行使9,500株によるものです。なお、自己株式数に含まれる株式給付信託（BBT）が保有する当社株式数は、期首57,900株、期末57,900株であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	437,416千円
退職給付引当金	137,932千円
賞与引当金	88,424千円
子会社株式追加取得費用	63,039千円
商品評価損	38,496千円
貸倒引当金	32,341千円
役員賞与引当金	22,584千円
役員株式給付引当金	10,122千円
その他	63,014千円
繰延税金資産小計	893,372千円
評価性引当額	△519,049千円
繰延税金資産合計	374,322千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	297,323千円
繰延税金負債合計	297,323千円

繰延税金資産の純額	76,999千円
-----------	----------

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	TAKACHIHO KOHEKI(H.K.) LIMITED	所有 直接100.00%	役員の兼任、 電子部品及び 機構部品の販 売及び購入	電子部品及び 機構部品の販 売(注)	3,157,288	売掛金	534,066
子会社	提凱貿易（上 海）有限公司	所有 間接100.00%	役員の兼任、 電子部品及び 機構部品の販 売及び購入	電子部品及び 機構部品の販 売(注)	557,054	売掛金	259,437
子会社	Takachiho America,Inc.	所有 直接100.00%	役員の兼任、 機構部品の販 売及、資金融 資	機構部品の販 売(注)	259,076	売掛金	239,335

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が理事を務める財団法人	一般財団法人 高千穂交易 奨学財団	—	役員の兼任	寄付金の拠出	3,000	—	—
				第三者割当による自己株式の処分	200	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当社の代表取締役社長井出尊信が理事長を務める財団であります。

2. 当社は同財団の活動を支援するために寄付を行っており、寄付は取締役会の承認に基づき決定しております。

3. 当社の配当金によって同財団の活動原資を拠出するための第三者割当による自己株式の処分（200,000株 200千円）を行っております。なお、1株1円という発行価格は有利発行に該当することから、2024年6月26日開催の第73期定時株主総会の承認を得た上での発行となっております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額……………	1,800円85銭
(2) 1株当たり当期純利益……………	144円77銭

(注) 「株式給付信託（BBT）」が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。（当事業年度末57,900株）

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。（当事業年度57,900株）

11. その他の注記

（取締役に対する業績連動型株式報酬制度）

取締役に対する業績連動型株式報酬制度に関する注記については、連結注記表の「9. その他の注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

高千穂交易株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 天 野 清 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊 東 朋

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高千穂交易株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高千穂交易株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。

監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

高千穂交易株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 天 野 清 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊 東 朋

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高千穂交易株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

高千穂交易株式会社	監査役会
常勤監査役	横 戸 憲 一 ㊟
社外監査役	千 葉 彰 ㊟
社外監査役	木 崎 孝 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題と位置づけておりますが、中期経営計画（2023年3月期～2025年3月期）に記載のとおり、2023年3月期より、「資本収益性を意識した経営」を目指し、ROEが3期平均8%を達成するまでは、自己資本を積み増さない積極的な株主還元を企図するものとして、連結配当性向100%を維持することといたしました。なお、配当の下限額については、年間24円を継続しております。

当事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の金額から、年間の普通配当は1株につき156円とし、既に中間配当として1株につき58円をお支払いしておりますので、期末の普通配当については、1株につき98円といたしたく存じます。

また、当社は、2022年2月8日に公表した中期経営計画（2023年3月期～2025年3月期）の達成を株主の皆様へ感謝し、期末の特別配当として、当社普通株式1株につき4円の配当を実施いたしたく存じます。

以上を合わせまして、当事業年度の期末配当は、1株につき102円といたしたいと存じます。なお、年間の配当合計は、1株につき160円となります。

株主の皆様には、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき金102円（普通配当 金98円、特別配当 金4円）

配当総額 954,407,268円

(注) 当社は2025年6月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたします。当期（第74期）の期末配当につきましては、配当基準日が2025年3月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案：定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役会から取締役への権限委譲による意思決定と業務執行の迅速化を図るとともに、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化することを通じて、更なるコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することといたしたく、当社定款につき、監査等委員会および監査等委員である取締役に關する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除等の変更を行います。また、「監査等委員会設置会社」は、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨を定款で定めることができることから、経営の意思決定および業務執行の更なる迅速化を可能とするべく、該当する規定の新設を行います。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行います。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものいたします。

* 下線部は変更部分

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条（条文省略）	第1条～第4条（現行どおり）
第2章 株式	第2章 株式
第5条～第9条（条文省略）	第5条～第9条（現行どおり）
第10条（株主名簿管理人） （条文省略）	第10条（株主名簿管理人） （現行どおり）
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議によって</u> 選定する。	2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 <u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が</u> 選定する。

現行定款	変更案
第11条（株式取扱規則） 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則</u>による。 第12条（条文省略） 第3章 株主総会 第13条～第18条（条文省略） 第4章 取締役および取締役会 第19条（条文省略） 第20条（取締役の員数） 当社の取締役は、7名以内とする。 （新設） 第21条（取締役の選任） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. ～3. （条文省略）	第11条（株式取扱規則） 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、<u>取締役会または取締役会において委任を受けた取締役が定める株式取扱規則</u>による。 第12条（現行どおり） 第3章 株主総会 第13条～第18条（現行どおり） 第4章 取締役および取締役会 第19条（現行どおり） 第20条（取締役の員数） 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、7名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> 第21条（取締役の選任） 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。 2. ～3. （現行どおり）

現行定款	変更案
(新設) 第22条 (条文省略) 第23条 (代表取締役および役付取締役) 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。 2. (条文省略) 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名を選定することができる。 第24条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設)	<u>4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第22条 (現行どおり) 第23条 (代表取締役および役付取締役) <u>当社は、取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。 2. (現行どおり) <u>3. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名を選定することができる。 第24条 (取締役の任期) <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

現行定款	変更案
<u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> 第25条（条文省略） 第26条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 第27条（条文省略） 第28条（取締役会の決議の省略） 当会社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> 第29条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名を行う。	<u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第25条（現行どおり） 第26条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 第27条（現行どおり） 第28条（取締役会の決議の省略） 当会社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 第29条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

現行定款	変更案
第30条（条文省略）	第30条（現行どおり）
第31条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。	第31条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。</u>
第32条（条文省略） (新設)	第32条（現行どおり） <u>第33条（重要な業務執行の決定の委任）</u> 当社は、会社法第 399 条の 13 第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
<u>第5章 監査役および監査役会</u>	(削除)
<u>第33条（監査役および監査役会）</u> <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u>	(削除)
<u>第34条（監査役の数）</u> <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u>	(削除)
<u>第35条（監査役を選任）</u> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<u>第36条（監査役の任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
<u>第37条（常勤監査役）</u> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
<u>第38条（監査役会の招集通知）</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>	(削除)
<u>第39条（監査役会の決議の方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u>	(削除)
<u>第40条（監査役会の議事録）</u> <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u>	(削除)
<u>第41条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<u>第42条（監査役の報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u>	(削除)
<u>第43条（社外監査役の責任免除）</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の規定する額とする。</u>	(削除)
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<u>第34条（監査等委員会）</u> <u>当社は、監査等委員会を置く。</u>
(新設)	<u>第35条（常勤の監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>第36条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>

現行定款	変更案
(新設)	第37条 (監査等委員会の決議の方法) <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新設)	第38条 (監査等委員会の議事録) <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</u>
(新設)	第39条 (監査等委員会規程) <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第44条～第46条 (条文省略)	第40条～第42条 (現行どおり)
第47条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て決める。	第43条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て決める。
第7章 計算	第7章 計算
第48条～第51条 (条文省略)	第44条～第47条 (現行どおり)

第3号議案：取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	 いで たかのぶ 井出 尊信 (1969年3月8日生)	1994年4月 当社入社 2013年4月 当社システム事業本部ビジネスソリューション事業部長 2015年4月 当社執行役員システム事業本部ビジネスソリューション事業部長 2018年4月 当社常務執行役員営業統括 2018年6月 当社代表取締役社長 兼 社長執行役員（現任） 2024年4月 一般財団法人高千穂交易奨学財団理事長（現任）	38,250株
<取締役候補者とした理由> 2018年6月に当社代表取締役社長に就任。当社における豊富な業務経験と経営全般における知見を当社経営に活かし、当社グループの経営全般をリードしていることから、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	 うえまつ まさずみ 植松 昌澄 (1960年6月30日生)	1983年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 2000年9月 株式会社みずほホールディングス国際地域総括部参事役 2003年1月 株式会社みずほコーポレート銀行大阪営業第二部次長 2005年5月 株式会社みずほフィナンシャルグループ主計部参事役・次長 2009年4月 みずほ信託銀行株式会社主計部長 2012年5月 当社入社 2013年4月 当社経営システム本部長 2014年4月 当社執行役員経営システム本部長 2014年6月 当社取締役 兼 執行役員経営システム本部長 2016年4月 当社取締役 兼 執行役員管理本部長 2020年6月 当社取締役 兼 執行役員管理・業務担当 兼 東南アジアグループ会社担当 2025年4月 当社取締役 兼 常務執行役員（現任）	14,600株
<取締役候補者とした理由> 2014年6月に当社取締役に就任。財務・会計分野及び国内外のガバナンス全般における豊富な業務経験と経営全般における知見を当社経営に活かし、当社グループの経営管理を担っていることから、引き続き取締役候補者としてしております。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	 くしま かずひこ 串間 和彦 (1957年2月22日生)	1980年5月 日本電信電話公社（現・日本電信電話株式会社）横須賀電気通信研究所 入社 2003年7月 株式会社NTTドコモ マルチメディア研究所 主席研究員 2005年7月 同社 ネットワーク開発部長 2008年7月 同社 ソリューションビジネス部長 2009年7月 NTT 情報流通基盤総合研究所サービスインテグレーション基盤研究所長 2011年7月 NTT サイバーコミュニケーション総合研究所長 2012年7月 NTT サービスイノベーション総合研究所長 2014年7月 NTTソフトウェア株式会社 取締役 メディア事業部長 2015年6月 同社 常務取締役 2016年6月 同社 代表取締役常務取締役 2017年4月 NTTテクノクロス株式会社 代表取締役社長 2021年6月 同社 相談役 2022年6月 当社社外取締役（現任） 2022年10月 株式会社アルチザネットワークス社外監査役（現任）	400株
<社外取締役候補者とした理由> 2022年6月に当社社外取締役に就任。情報通信分野における研究開発並びに企業経営における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営への助言や業務執行に対する監督を行っていることから、引き続き社外取締役候補者といたしております。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	 ぎぬがわ さちえ 絹川 幸恵 (1964年11月26日生)	1988年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 2004年8月 みずほ証券株式会社市場営業第4部長 2008年6月 同社 人事部ダイバーシティ推進室長 2010年4月 同社 ウェルスマネジメント部長 2013年4月 同社 成城支店長 2015年4月 同社 名古屋駅前支店長 2017年4月 同社 執行役員名古屋支店長 2019年4月 同社 執行役員リテール・事業法人部門営業担当 2021年4月 みずほビジネスパートナー株式会社代表取締役社長 2023年6月 株式会社名古屋銀行社外取締役（現任） 2025年4月 みずほビジネスパートナー株式会社顧問（現任）	0株
<社外取締役候補者とした理由> 1988年4月に株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）に入社以来、同社グループ各社の部長職、支店長、執行役員、代表取締役社長を歴任し、2023年6月からは株式会社名古屋銀行の社外取締役に就任。金融・人事分野における豊富な知見並びに企業経営における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営への助言や業務執行に対する監督を行っていただけることを期待して、社外取締役候補者としたしております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 串間和彦、絹川幸恵の両氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 串間和彦、絹川幸恵の両氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
4. 串間和彦氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、串間和彦氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。串間和彦氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。また、絹川幸恵氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定です。
6. 当社は、現任の取締役及び監査役との間において、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法律の定める範囲内において当社が補填することを内容とする補償契約を締結しており、該当する候補者の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。また、絹川幸恵氏の選任が承認された場合には、同様の補償契約を締結する予定です。
7. 当社は、現任の取締役及び監査役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が職務執行に起因して負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することを内容としております。各候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
8. 各候補者が所有する当社の株式数は、2025年6月1日を効力発生日として実施の株式分割（普通株式1株につき2株の割合で分割）前の当期末日時点における株式数を記載しております。

第4号議案：監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、監査役全員（3名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	 たつみ いちどう 辰己 一道 (1970年4月11日生)	1991年4月 当社入社 2013年4月 株式会社S-Cube（現 マイティキューブ株式会社）代表取締役社長 2014年4月 当社執行役員 兼 株式会社S-Cube（現 マイティキューブ株式会社）代表取締役社長 2018年4月 当社執行役員システム事業本部長 2018年6月 当社取締役 兼 執行役員システム事業本部長 2025年4月 当社取締役 兼 執行役員 社長付（現任）	21,000株
<監査等委員である取締役候補者とした理由> 1991年4月に当社入社以来、グループ会社代表取締役社長、当社執行役員及びシステム事業本部長を歴任し、2018年6月に当社取締役に就任。当社グループにおける豊富な事業管理経験や知見を業務執行の適法性・妥当性の監査に活かし、当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	 ちば あきら 千葉 彰 (1953年9月11日生)	1984年10月 監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1989年3月 公認会計士登録 2000年8月 監査法人太田昭和センチュリー（現EY新日本有限責任監査法人）社員 2007年5月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員 2015年6月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）退職 2015年7月 千葉公認会計士事務所代表（現任） 2017年4月 電力広域的運営推進機関監事（現任） 2019年6月 当社社外監査役（現任）	1,600株
<監査等委員である社外取締役候補者とした理由> 2019年6月に当社社外監査役に就任。公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、企業の会計監査における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営に対する監査を行っていることから、これらの経験や知見を業務執行の適法性・妥当性の監査に活かし、当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたしております。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
3	 きさき たかし 木崎 孝 (1964年5月29日生)	1991年4月 弁護士登録（兼子・岩松法律事務所入所） 2004年4月 東京女子医科大学非常勤講師 2007年9月 東京三弁護士会医療ADR仲裁人(現任) 2012年7月 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC） あっせん委員(現任) 2013年4月 司法研修所教官（民事弁護） 2015年4月 最高裁判所司法修習委員会幹事 2016年11月 司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員（民事訴訟法担当） 2019年6月 当社社外監査役（現任）	1,600株
＜監査等委員である社外取締役候補者とした理由＞ 2019年6月に当社社外監査役に就任。弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しており、民事法務分野における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営に対する監査を行っていることから、これらの経験や知見を業務執行の適法性・妥当性の監査に活かし、当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたしております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 千葉彰、木崎孝の両氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 千葉彰、木崎孝の両氏の当社社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年となります。
4. 当社は、千葉彰、木崎孝の両氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。両氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。
5. 当社は、各候補者との間において、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法律の定める範囲内において当社が補填することを内容とする補償契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。
6. 当社は、現任の取締役及び監査役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が職務執行に起因して負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することを内容としております。各候補者の選任が承認された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
7. 各候補者が所有する当社の株式数は、2025年6月1日を効力発生日として実施の株式分割（普通株式1株につき2株の割合で分割）前の当期末日時点における株式数を記載しております。

第5号議案：補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

候補者串間 和彦氏は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員ではない取締役に就任する予定ですが、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合、監査等委員ではない取締役に辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
 くしま かずひこ 串間 和彦 (1957年2月22日生)	1980年5月 日本電信電話公社（現・日本電信電話株式会社）横須賀電気通信研究所 入社 2003年7月 株式会社NTTドコモ マルチメディア研究所 主席研究員 2005年7月 同社 ネットワーク開発部長 2008年7月 同社 ソリューションビジネス部長 2009年7月 NTT 情報流通基盤総合研究所サービスインテグレーション基盤研究所長 2011年7月 NTT サイバーコミュニケーション総合研究所長 2012年7月 NTT サービスイノベーション総合研究所長 2014年7月 NTTソフトウェア株式会社 取締役 メディア事業部長 2015年6月 同社 常務取締役 2016年6月 同社 代表取締役常務取締役 2017年4月 NTTテクノクロス株式会社 代表取締役社長 2021年6月 同社 相談役 2022年6月 当社社外取締役（現任） 2022年10月 株式会社アルチザネットワークス社外監査役（現任）	400株

＜補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由＞

2022年6月に当社社外取締役に就任。情報通信分野における研究開発並びに企業経営における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営への助言や業務執行に対する監督を行っていることから、これらの経験や知見を業務執行の適法性・妥当性の監査に活かし、当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与できるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 串間和彦氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 串間和彦氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
4. 串間和彦氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、串間和彦氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。
6. 当社は、現任の取締役及び監査役との間において、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法律の定める範囲内において当社が補填することを内容とする補償契約を締結しております。串間和彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該契約を継続する予定です。
7. 当社は、現任の取締役及び監査役が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が職務執行に起因して負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することを内容としております。串間和彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
8. 候補者が所有する当社の株式数は、2025年6月1日を効力発生日として実施の株式分割（普通株式1株につき2株の割合で分割）前の当期末日時点における株式数を記載しております。

ご参考) 取締役候補者のスキル・マトリックス

候補者 番号	氏名	専門性・経験								
		企業 経営	財務 会計	グロー バル	法務・コ ンプライ アンス	IT技 術/テク ノロジー	リスク 管理	営 業/ マ ーケティ ング	ESG/サス テナビリテ ィ/SDGs	人事/労 務/人材開 発
1	井出尊信	○		○		○		○		○
2	植松昌澄	○	○	○	○		○			
3	串間和彦	○	○			○	○	○		
4	絹川幸恵	○	○				○		○	○
5	辰己一道	○		○		○		○	○	
6	千葉彰		○		○		○			
7	木崎孝				○		○			○

※各人の有するスキル等のうち主なもの最大5つに○を付けております。なお、上記一覧表は、取締役候補者の有する全ての専門性・経験・知見等を表すものではありません。

第6号議案：取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年6月26日開催の第56回定時株主総会において、年額2億円以内（株式報酬を除く。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額2億円以内（株式報酬を除く。）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつぎご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る基本方針は、本議案が原案どおり承認可決された場合においても、その対象者を「取締役」から「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」に変更すること、および業績連動報酬に係る指標等を見直すことを除き、内容の変更を予定しておりません。以上により、本議案は、当該方針に沿った報酬の支給のために必要かつ合理的な内容となっているほか、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会の承認を得ておりますので、その内容は相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は4名（うち社外取締役2名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案：監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額60百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、2007年6月26日開催の第56回定時株主総会において、監査役の報酬等の額を年額60百万円以内とご承認いただいていること、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案：取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

当社は、2021年6月25日開催の第70回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、「原決議」といいます。）、今日に至りますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）（以下、本議案では「取締役」といいます。）に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、原決議同様、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針とも合致していることから、本議案の内容は相当であると考えております。

本議案は、第6号議案としてご承認をお願いしております「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記「本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容」の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象である取締役は4名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は2名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

<本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容>

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として下記(4)の各対象期間の終了後とします。ただし、退任取締役に関しては、各対象期間の終了を待つことなく、退任後、所定の時期に給付を受けることとします。

(2) 本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）

(3) 信託期間

2021年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

当社は、2022年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度（以下、当該4事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間の経過後に開始する原則として3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。なお、対象期間は、当社の中期経営計画の期間と連動させることとし、今後、中期経営計画の期間を変更した場合、当該期間に応じて対象期間も変更いたします。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に関して本制度に基づく取締役への給付を行うための株式の取得資金として、約80百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式68,000株を取得しております。

今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託として存続させることといたします。

なお、当社が、各対象期間につき、本信託に拠出することができる金額の上限は、当該対象期間にかかる事業年度の数に20百万円を乗じた額であり、本制度が終了するまでの間、今後の各対象期間において、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することといたします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）を、上述の算定方法に基づき当該対象期間に関して本信託に拠出することができる金銭の上限から控除するものとします。かかる信託拠出額上限（報酬等の額）につきましては、下記(6)に基づき、今後、取締役に付与することとなるポイント数の見通し及び当社の株価の動向等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役が付与し、調整された後のポイント数の上限は、2021年6月25日開催の第70回定時株主総会でご承認いただいた23,500ポイントについて、2025年6月1日を効力発生日として実施の株式分割（普通株式1株につき2株の割合で分割）を反映した結果、下記(6)のとおり、1事業年度当たり47,000ポイントであるため、3事業年度の中期経営計画に対応する対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は141,000株となり、対象期間について本信託が取得する株式数の上限は、1事業年度当たりの調整後のポイント数の上限に、当該対象期間に係る事業年度数（中期経営計画の期間と一致）を乗じた数となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役給付される当社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位に応じて定まる数のポイントが付与されます。取締役に対し付与されたポイントは、各対象期間終了後に、業績達成度に応じて調整されます。ただし、ポイントの付与を受けた後、各対象期間の終了前に退任した取締役に関しては、退任時に、当該時点までの業績達成度に応じて、かかる調整を行うこととします。取締役が付与し、調整された後のポイント数の合計は、各対象期間にかかる事業年度の数に47,000ポイントを乗じた数を上限とします。したがって、3事業年度の中期経営計画の期間に対応する対象期間については141,000ポイントが上限となります。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役が付与し、調整されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、当該取締役に各対象期間につき付与し調整されたポイント数とします。ただし、各対象期間の終了前に退任した取締役に関しては、上記(1)の各給付時までに当該取締役に付与し調整されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付

受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、上記(1)の各時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場

合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

(10) 信託終了時の取り扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

以上

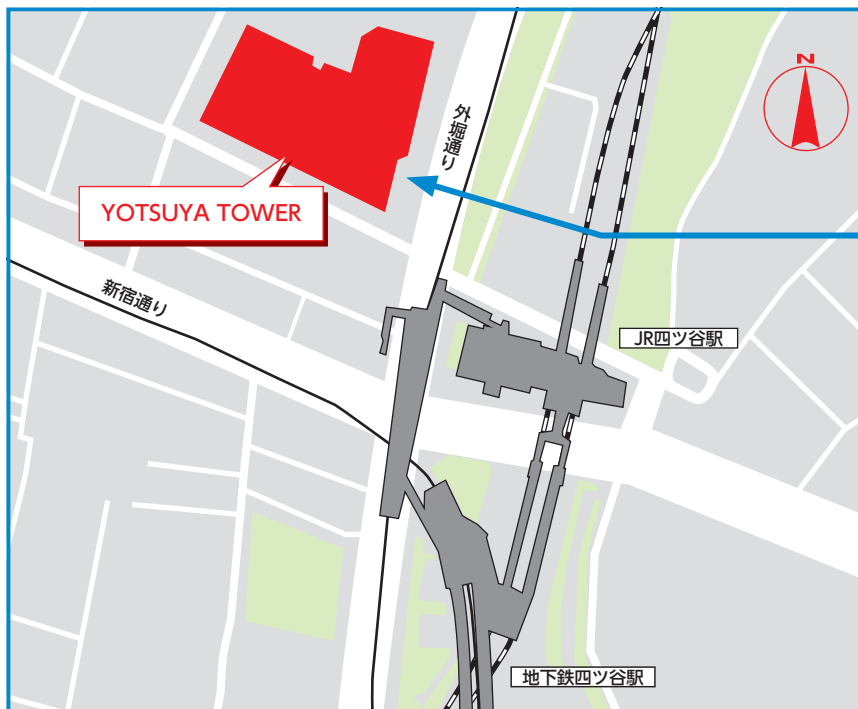
定時株主総会会場ご案内図

会 場

東京都新宿区四谷1丁目6番1号 YOTSUYA TOWER 3階
コモレ四谷タワーコンファレンス ROOM D・E
TEL (03) 6416-4402

交 通

- ① JR総武線・中央線「四ツ谷」駅（四ツ谷口）から徒歩1分
- ② 東京メトロ南北線「四ツ谷」駅（3番出口）から徒歩1分
- ③ 東京メトロ丸ノ内線「四ツ谷」駅（1番出口）から徒歩3分



YOTSUYA TOWER



出発地点から株主総会
会場までスマホが
ご案内します。



スマートフォンで
QRコードを
読み取りください。
目的地入力は不要です！

お願い

1. 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車のご来場はご遠慮ください。
2. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

